



令和5年 11月9日(木)から 15日(水)まで 秋季全国火災予防運動を実施します！

予防課

空気の乾燥や、暖房器具の使用などにより、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として、「119番の日」である11月9日から15日まで（一部地域を除く。）の7日間にわたり、全国各地で秋季全国火災予防運動が実施されます。

全国火災予防運動は毎年春・秋の2回実施しており、今年度は「火を消して 不安を消して つなぐ未来」を全国統一防火標語とし、消防署や消防本部などで様々な取組が行われます。この機会に、防火への正しい知識や技能を修得し、家族や友人にも声をかけ、火災の予防に努めましょう。



秋季全国火災予防運動ポスター



全国統一防火標語ポスター

住宅防火対策

令和4年中の住宅火災の件数は総出火件数の約3割ですが、住宅火災による死者数は総死者数1,446人のうち1,012人と約7割を占めています。住宅火災による死者の発生防止対策をまとめた「住宅防火いのちを守る 10のポイント～4つの習慣・6つの対策～」を参考に身の回りの火災予防対策を確認しましょう。

※火災件数等にあっては概数値

10のポイントはこちらで確認 →



住宅用火災警報器（住警器）の維持管理

住宅用火災警報器については、すべての住宅で設置が義務化され、その結果、住宅火災による死者数が減少するなどの効果が現れています。住宅用火災警報器の維持管理に当たっては、今後その多くが設置後10年を迎え、電池切れ等により火災時に適切に作動しなくなることが懸念されています。火災予防運動期間中の点検の実施を行うよう習慣づけ、電池切れや故障が確認された場合

は交換しましょう。また、消防庁では本体交換の際に、付加的な機能（運動型など）を併せ持つ機器への交換も推奨しています。

<p>●定期的な作動確認 点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的に作動確認をしましょう。</p> <p>↓</p> <p>作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。警報器の本体または電池を交換しましょう。</p>	<p>●古くなったら交換 火災警報以外の警報が鳴った場合</p> <p>↓</p> <p>本体の故障か電池切れです。警報器本体を交換しましょう。</p>
--	---

地震火災の防止

地震火災を防ぐためには、家具類の転倒防止や安全装置などを備えた火気器具の普及を推進するなどの出火防止対策に加え、住宅用火災警報器、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具などの設置といった火災の早期発見・初期消火対策、さらには地域の防災訓練や自主防災組織への参加といった、地域ぐるみの防火対策が重要です。

火災の防止

近年、リチウムイオン蓄電池等の充電式電池に起因する火災が増加傾向となっています。購入する際は、PSEマーク等が付された製品を購入し、取扱説明書に従って使用しましょう。また、不要になった充電式電池は、居住する地域のごみ捨て・回収ルールに従って処分しましょう。



問い合わせ先
消防庁予防課
TEL : 03-5253-7523